

## 第2章 計画の概要

### 1. 基本理念

#### 男女が互いに思いやり 自分らしく ともに生きるまち 加古川

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

本市では、男女共同参画社会を確立し、「男女が互いに思いやり、自分らしく、ともに生きるまち」をめざします。

### 2. 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度まで（2016年度から2020年度まで）の5年間とします。

### 3. 策定方針

本計画は、めざすべき社会及び最近の社会情勢を踏まえるとともに、市民意識調査や前計画の取組結果を受けて、今後5年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめるもので、かつ実効性のあるものとします。

計画における施策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るため、基本目標を5つに分けて体系化するとともに、各分野における成果指標を設定します。



## 4. 重点分野

### (1) 女性の活躍を推進する環境づくり

人口減少が進む中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築し地方創生を実現するためには、若い世代が暮らしやすいまちづくりが必要であり、とりわけ、女性の活躍を推進するには、一方で男性の家庭への参画を促進することが必要です。

男女ともに暮らしやすい社会を実現するためには、国の第4次男女共同参画基本計画の施策方針でもある「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を必要な要素として、本計画全体にわたる横断的視点として位置づけるとともに、地域や家庭などあらゆる場面における施策の充実を図ります。

### (2) 仕事と家庭の両立をめざした環境づくり

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあることから、年齢や性別にかかわらず、働きたい人が能力を発揮できる環境整備が必要です。

平成 27 (2015) 年 9 月には、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない女性が、その希望に応じた働き方を実現できるように、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を規定した「女性活躍推進法」が施行されたことから、行政や事業主をはじめ、あらゆる分野において女性の参画を拡大するため、積極的な取組を推進します。

### (3) 配偶者・パートナー等からの暴力の防止対策の推進

本市では、平成 23 年 3 月に、DV防止法第2条の3第3項に基づく「加古川市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、配偶者暴力相談支援センターの設置や被害者の安全確保など各般の施策を総合的に推進してきました。

引き続き、配偶者等からの暴力(\*4)をめぐる状況の多様化に対応するため、本計画とは別に第2期計画となる「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」を改定し、「DVをしない させない 許さないまち 加古川」を基本理念として、あらゆる暴力の根絶に向けて取り組むとともに、生活上の困難な状況に置かれている女性の実情に応じた対応を強化します。



(※4) 配偶者等からの暴力：「配偶者等」とは婚姻関係にある相手方（事実婚を含む）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあった者）生活の本拠を共にする（またはしていた）交際相手も含まれる。  
また、恋人など親密な関係にある（またはあった）者の暴力も対象としており、いずれも男性、女性の別を問わない。なお、暴力には、身体的暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれる。

## 5. 基本目標と概要

### I 男女が互いに認めあい尊重しあう社会づくり

男女が互いに思いやり、ともに自分らしく生きる社会をつくるには、個人の生き方や社会における活動が多様化する中で、ライフスタイルを柔軟に選択し、ともに仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築が必要です。

そのためには、高度経済成長期に定着したとされる固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会制度・慣行を見直すとともに、男女共同参画の理念や社会的性別（ジェンダー<sup>（\*5）</sup>）の視点について、正しい理解の浸透に努め、家庭、地域、職場などさまざまな場においてわかりやすい意識啓発を推進します。

特に、男性の家事・育児等への参画が進まないことの要因として、長時間労働や転勤等を前提とした現在の働き方があります。少子高齢化の進行や共働き家庭の増加とともに、今後、育児や介護といった家庭生活での役割を担うなかで、労働に関して時間制約が生じる男性の増加が見込まれることから、これまでの働き方を見直し、男女がともに仕事と生活を両立しつつ、その個性と能力を発揮できるよう学習機会を提供します。

また、人の意識や価値観は、幼いころから家庭や学校、地域社会の影響を受けて形成されると言われています。次代を担う子どもたちには、自分の意思に従ってさまざまな生き方を実現できるよう、学校園・家庭・地域が一体となって教育を行い、さらに、誰もが生涯にわたって大切にされ、いきいきと生活していくために学び、そのことを地域で生かせる環境づくりを推進します。

### II 性の尊重と暴力の根絶

男女が互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提であるといえます。男性、女性それぞれに各年代を通じて性差のある様々な健康上の問題に直面することから、本人はもとより周囲の人々がその問題を理解することが必要です。

また、DVやセクハラなどの性別による人権侵害は、背景に固定的な性別役割分担意識や男女間の経済力の格差など社会的な構造の問題があるといわれており、男女共同参画社会の実現を図る上で克服すべき重要な課題として取り組みます。特に、DVは、深刻な社会問題であり、被害者の生命や身体ばかりか、その精神に危害を与える重大な人権侵害であると同時に、被害者のみならず子どもにも心理的外傷を与えるなど悪影響を及ぼすことを考慮する必要があります。

DVやセクハラ、性犯罪、ストーカー行為など男女間のあらゆる暴力を根絶するためには、性を商品化するような風潮や性差別を助長するような表現を是正していくことなど、性に対する人権尊重の意識を養うよう啓発を推進します。

---

（\*5）社会的性別（ジェンダー／gender）：社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性に基づいて社会的に要求される役割のこと。

### Ⅲ 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり

多様性に富んだ活力ある経済社会を構築し、将来にわたり持続するためには、すぐれた人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めていく必要があります。

しかし、現実にはさまざまな分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、企業や行政など社会的組織において、政策・方針決定の場にいる女性の数は未だ少なく、女性の意思を十分に反映できているとはいえない状況です。

町内会・自治会やPTA等の地域社会活動においても、代表者や役員、リーダーへの女性の参画もまだ十分ではないことから、男女がともに責任を持ち、活動を担うシステムを構築する必要があります。さらに、国では東日本大震災を教訓に、防災基本計画が改正され、これを機に復旧・復興など防災のあらゆる場や組織に女性の参画を促進することが盛り込まれました。

社会のあらゆる意思決定にかかわる場面へ女性の積極的な登用を促すためには、さらに踏み込んだポジティブ・アクション(\*6)を実行し、女性が活躍する機会を拡大しなければならず、そのためには、社会の変化に対応し、誰もがそれぞれの状況や目的に応じて、個性と能力が発揮できるよう、エンパワーメント(\*7)機会の確保に努める必要があります。



### Ⅳ 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり

一人ひとりの生き方が多様化した現在では、企業等で働く人や自営業者、男性、女性、若者、高齢者など、職種や性別、年齢にかかわらず、個人の能力を最大限に発揮し、就労できる環境を整えることは、ダイバーシティ社会(\*8)の推進につながります。

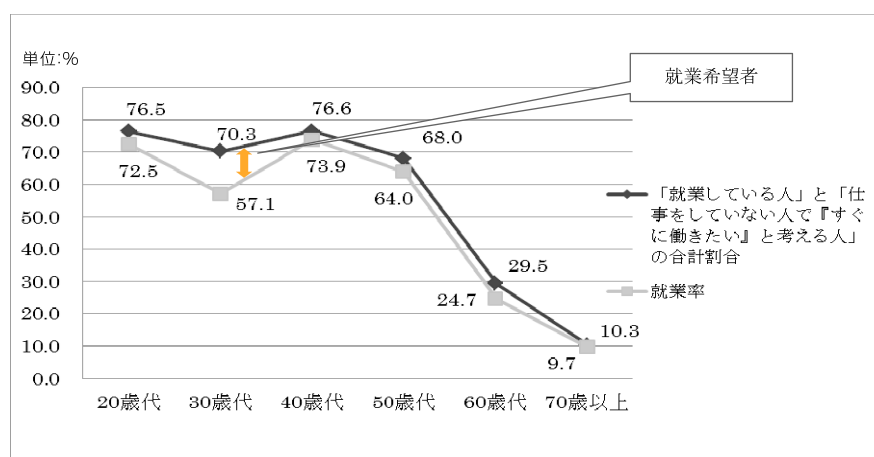
一方で、雇用形態や賃金、昇進、昇格など、雇用の場での男女格差や不平等感は根強く残っています。パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な働き方を選択できるメリットもありますが、若者や女性が貧困に陥りやすい原因の一つにもなっていることから、誰もが柔軟に働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた処遇、労働条件が確保される必要があります。

- 
- (\*6) **ポジティブ・アクション（＝積極的改善措置）**：さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという企業の自主的な取り組みや制度のことをいい、その例として「審議会等委員への女性の登用のための目標の設定」などが挙げられ、男女共同参画社会基本法では、地方公共団体の責務にもなっている。
  - (\*7) **エンパワーメント**：女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女平等な社会の実現に重要であるという考え方のもと、これまでの社会環境から受けた比較や暴力など、自己を否定する影響を取り除き、誰もが潜在的に持っているパワーや個性を再生させること。
  - (\*8) **ダイバーシティ（＝多様性）**：性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存する社会のことを「ダイバーシティ社会」といい、特に女性の活躍促進が重要とされている。

また、女性の就業率をみると、近年、育児休業の取得は増えているものの、約6割が第1子出産を機に離職しており、いわゆる「M字カーブ」(\*9)を描く問題を解消するためには、正規雇用と非正規雇用という働き方の二極化への対応などの環境整備が急務となっています。そのためには、多様な価値観やライフスタイルを受容できる職場づくりや、男性の長時間労働の抑制、育児休業・短時間勤務制度の拡充等、就業を希望する女性が働けるよう支援体制を充実させることが必要です。(図2)

誰もがやりがいを感じながら働き、家庭や地域においても充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを推進することが重要であり、市民・事業者双方への啓発とともに、子育て支援や介護施策の拡充も含めた、総合的な社会環境の整備を推進します。

◆図2 女性の就業希望者



平成26(2014)年実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果

## V 市民との協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現は、行政の力のみで達成できるものではありません。市民一人ひとりがお互いを尊重し、相互理解のもと、個性と能力を発揮できるところからはじまります。

このため、社会のあらゆる場での市民それぞれの自主的な取組が促進されるよう、環境の整備とともに、市民や事業者、地域活動団体などとの協働体制を構築し、施策の効果的な実施に向けた取組を進めます。

また、市役所においても、男女共同参画の視点を浸透させ、全庁的に連携強化を図るとともに、施策の進捗状況については市民に公開します。

さらに、すべての職員がワーク・ライフ・バランスの実践に努め、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、育児休業など両立支援制度の活用、女性の管理・監督職への積極的登用など、率先して男女がともに働きやすい職場づくりを実践します。

(\*9) M字カーブ：女性の年齢階級別労働力率をグラフに表したときに描かれるM字型の曲線をさす。

出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後には再就職する人数により、曲線の形状が変化する。

## 6. 計画の体系

| 基本目標                     | 施策方針                      | 重点<br>施策 | 基本施策                                                       |
|--------------------------|---------------------------|----------|------------------------------------------------------------|
| Ⅰ 男女がお互いに認めあい尊重しあう社会づくり  | 1 男女共同参画への意識づくり           |          | (1) 意識改革及び社会慣行の見直しの促進                                      |
|                          |                           |          | (2) 人権が尊重される社会への意識啓発                                       |
|                          | 2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進    |          | (1) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実                                  |
|                          |                           |          | (2) 多様な選択を可能にする指導の充実                                       |
|                          | 3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進    | ★        | (1) 男性の家庭生活への参画促進                                          |
|                          |                           |          | (2) 生涯学習の機会の提供                                             |
| Ⅱ 性の尊重と暴力の根絶             | 1 こころと体の健康支援              |          | (1) 命の教育、性の尊重                                              |
|                          |                           |          | (2) 心身の健康づくり                                               |
|                          | 2 あらゆる暴力に対する防止対策の推進       |          | (1) 暴力を根絶するための意識づくり                                        |
|                          |                           | ★        | (2) 配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進<br>※「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」において推進 |
|                          |                           |          | (3) ハラスメント防止対策の推進                                          |
|                          |                           |          | (4) 子ども、高齢者、障がい者への虐待防止対策の推進                                |
| Ⅲ 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり | 1 社会における意思決定過程への男女共同参画の促進 | ★        | (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進                                     |
|                          |                           |          | (2) 女性が力を発揮できる環境づくり                                        |
|                          | 2 地域社会への男女共同参画の促進         |          | (1) 地域活動への参加・参画の促進                                         |
|                          |                           | ★        | (2) 防災活動への男女共同参画の促進                                        |
| Ⅳ 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり    | 1 働く場における男女共同参画の推進        | ★        | (1) ワーク・ライフ・バランスの推進                                        |
|                          |                           | ★        | (2) 労働環境への支援                                               |
|                          | 2 仕事と家庭の両立をめざした環境整備       |          | (1) 子育て環境の整備と充実                                            |
|                          |                           |          | (2) 介護環境の整備                                                |
|                          |                           | ★        | (3) 多様な働き方への支援                                             |
| Ⅴ 市民との協働による男女共同参画の推進     | 1 協働によるまちづくりの推進           |          | (1) 市民、地域活動団体、事業者、行政による相互の連携強化                             |
|                          |                           | ★        | (1) 行政の率先した男女共同参画の促進                                       |
|                          | 2 男女共同参画の実現に向けた推進体制の強化    |          | (2) 協働による計画の進行管理                                           |
|                          |                           |          | (3) 男女共同参画推進体制の充実                                          |

★印は「重点施策」を示す。

## 7. 推進体制

### (1) 庁内推進体制の充実

男女共同参画を進めるうえで行政の果たす役割は大きく、その取組内容は広範囲にまたがっていることから、すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持つことが大切です。

全庁的に男女共同参画の視点を浸透させるとともに、男女共同参画センターを中心とした庁内関係部局の連携強化を図り、成果指標を設けるとともに「加古川市男女共同参画推進本部」において進捗管理を行います。

また、計画の進捗状況については広く市民に公表します。

### (2) 市民・地域団体・事業者等との連携

市は、市民や地域団体、事業者(\*10)等と連携して、男女共同参画社会の実現を図るため、課題解決に向けた情報共有に努めながら、市民参画や協働により施策を推進します。

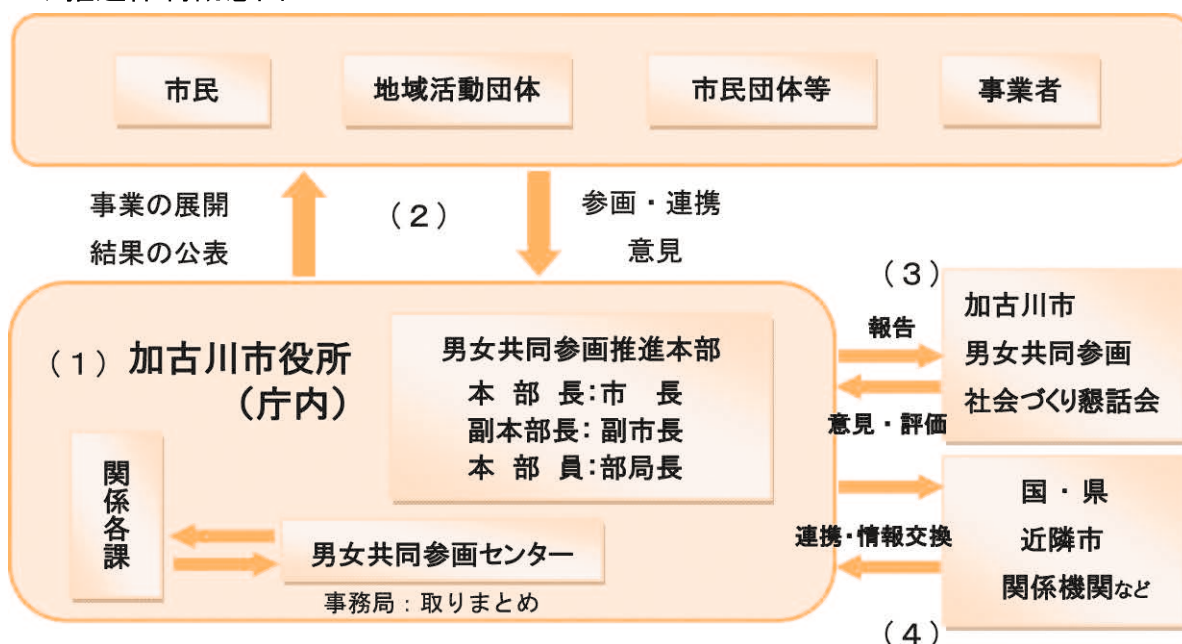
### (3) 「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」における提言

市民や有識者等により構成する懇話会を設置し、施策の進捗状況の把握や評価を行い、施策推進のための提言や意見を求め、新しい施策の立案に反映させます。

### (4) 国・県等関係機関との連携

国・県、関係機関や近隣自治体との連携強化に努め、より充実した男女共同参画施策の推進を図ります。

#### ◆推進体制概念図



(\*10) 本計画における「事業者」の定義：企業等の事業を行う法人及び団体をさす。